

野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金給付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置等の影響によりその事業につき相当な収入の減少のあった小規模事業者に対し、予算の範囲内において野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、その事業の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内で事業を行うものをいう。
- (2) 店舗等 小規模事業者が事業を行うために市内に構える店舗、事務所、工場又は倉庫をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に店舗等（現に事業の用に供していると認められるものに限る。）がある小規模事業者であること。
- (2) 令和3年1月1日以前から市内で事業をしており、申請時点で今後も事業継続の意思があること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置等の影響により、令和3年1月から同年11月までのうち、連続した3箇月間（以下「対象期間」という。）の事業収入の合計額が、基準期間収入合計額と比較して30パーセント以上減少したこと。

2 前項第3号の「基準期間収入合計額」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 次号に該当しない者 対象期間の前年又は前々年同期の事業収入の合計額
- (2) 対象期間の前年同期の事業期間が3箇月に満たない者 令和2年の年間事業収入を令和2年における開業後月数（開業日の属する月は、操業日数にかか

わらず、1箇月とみなす。)で除した額に3を乗じて得た額

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金を給付しない。

- (1) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 次のいずれかに該当するとき

ア 役員等(給付金の給付を受けようとする者が個人である場合にはその者を、給付金の給付を受けようとする者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、100,000円とする。ただし、対象期間における事業収入の合計額から基準期間収入合計額を控除した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「上限額」という。)が100,000円未満の場合は、上限額を給付額とする。

2 給付金の給付は、1事業者につき1回限りとする。

(給付の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者は、野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金給付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 様式第1号に記載した事業収入の額が確認できる資料
- (2) 業種及び従業員数が確認できる直近の決算書(個人の場合にあっては、確定申告書)の写し
- (3) 市内の店舗等の所在が確認できる資料
- (4) 対象期間の前年又は前々年同期の事業期間が3箇月に満たない者は、開業届の写し等事業の開始時期が確認できる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書兼請求書の提出期限は、令和3年12月17日までとする。

(給付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による給付の申請があったときは、給付の可否を審査し、給付すべきものと決定したときは野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金給付決定通知書(様式第2号)により、給付しないことを決定したときは野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金給付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(給付決定の取消し等)

第7条 市長は、給付金の給付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けようとしたとき、又は受けたときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により給付金の給付決定を取り消したときは、その取消しの対象となる者に野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金給付決定取消通知書兼返還請求書(様式第4号)により通知するものとし、既に給付金が給付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月26日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

付 則 (令和3年告示第132号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金
給付申請書兼請求書

年 月 日

野洲市長 様

申請者 住 所

名 称

代表者氏名

印

(署名又は記名押印)

電話番号

標記の給付金の給付を受けたいので、野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金給付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 事業者の情報

業種	常時使用する従業員の数		人
事業内容			
事業収入の比較	令和3年		前年 又は 前々年
月	円		円
月	円		円
月	円		円
合計	A	円	B 円
減少率の計算	$\frac{B-A}{B} \times 100$		%
申請兼請求金額	一律 100,000 円。ただし、B-A が 100,000 円に満たない場合は、その減少額		円

2. 振込先

金融機関名		本（支）店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

(注) 申請者が法人の場合は記名押印してください。

3. 誓約及び同意事項

野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金給付要綱第3条第3項の規定に基づき、次のとおり確認します。

- 法人税法別表第1に規定する公共法人でない。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でない。
- 政治団体でない。
- 宗教上の組織又は団体でない。
- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない。
- 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していない。
- 役員等が不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していない。
- 役員等が暴力団の維持又は運営に協力又は関与していない。
- 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。

申請した内容について確認の必要がある場合には、野洲市が必要とする税情報等を公簿等にて確認することに同意します。

申請内容は、事実と相違ありません。また、対象要件に該当しない事実の判明や虚偽等の不正行為により給付金の給付を受けた場合は、返還に応じます。

以上の事項について同意します。

申請者

名 称

代表者氏名

印

(署名又は記名押印)

(注) 申請者が法人の場合は記名押印してください。

様式第2号（第6条関係）

野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金
給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

野洲市長



年 月 日付けで申請等のあった標記の給付金について、下記のとおり給付の決定を行いましたので、野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金給付要綱第6条の規定により通知します。

記

給付金給付決定額 金 _____ 円

様式第3号（第6条関係）

野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金
給付申請棄却（却下）決定通知書

第 号
年 月 日

様

野洲市長



年 月 日付けで申請等のあった標記の給付金について、下記のとおり給付しないこととしましたので、野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金給付要綱第6条の規定により通知します。

記

給付しないことと決定した理由

様式第4号（第7条関係）

野洲市新型コロナウイルス感染症に伴う小規模事業者応援給付金
給付決定取消通知書兼返還請求書

第 号
年 月 日

様

野洲市長



年 月 日付け 第 号で通知した標記の給付金の給付決定については、下記の理由により取り消します。また、同給付金の返還の必要がある場合は、併せて返還を請求しますので下記の期限までに納付してください。

記

取消理由	
------	--

【返還対象の給付金（既に給付金が給付されている場合）】

給付した給付金額	円
返還請求額	円
納付期限	年 月 日